

令和 8 年度南あわじ市地域公共交通等運行継続支援事業

助成金の交付に関する基準（内規）

令和 8 年 6 月 30 日企画部付部長決裁

（趣旨）

第 1 条 この基準は、エネルギーの価格の高騰による地域公共交通等事業者の負担を緩和し、地域公共交通等の維持を図る臨時の措置として、南あわじ市地域公共交通等運行継続支援事業助成金を交付することに関し、南あわじ市補助金等交付規則（平成17年 3 月 25 日付規則第147号。以下、「交付規則」という。）に定める事項のほか、交付規則第20条及び第21条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この基準において使用する用語は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）において使用する用語の例による。

2 この基準において「地域公共交通等事業者」とは、次に掲げる者をいう。

（1） 一般乗合旅客自動車運送事業者であって、事業計画に記載された路線定期運行に係る路線が南あわじ市の区域内に存するもの

（2） 一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者又は一般貨物自動車運送事業者であって、事業計画に記載された営業所が南あわじ市の区域内に存するもの

（3） 自動車運転代行業者（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第 2 条第 2 項の自動車運転代行業者をいう。以下同じ。）であって、同法第 5 条第 1 項の申請書に記載された同項第 2 号の営業所が南あわじ市の区域内に存するもの

（4） 一般旅客定期航路事業者（海上運送法（昭和24年法律第187号）第 6 条の一般旅客定期航路事業者をいう。以下同じ。）であって、同法第 3 条第 2 項第 2 号の事業計画に記載された同項第 2 号の航路の起点又は終点が洲本市、南あわじ市又は淡路市の区域内に存するもの

3 この基準において「事業用自動車等」とは、次の各号に掲げる地域公共交通等事業者の区分に応じ、当該各号に定める自動車又は船舶をいう。ただし、予備車、予備船その他常時その事業の用に供される自動車又は船舶でないものを除く。

（1） 一般乗合旅客自動車運送事業者 前項第 1 号に掲げる路線に配置された事業用自動車（その事業に係る事業計画に記載された事業用自動車の数に含まれるものに限る。）

（2） 一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者又は一般貨物自動車運送事業者 前項第 2 号に掲げる営業所に配置された事業用自動車（その事

業に係る事業計画に記載された事業用自動車の数に含まれるものに限る。)

(3) 自動車運転代行業者 前項第3号に掲げる営業所に配置された運転代行業法第2条第7項の随伴用自動車(運転代行業法第5条第1項の申請書に記載されたものに限る。)

(4) 一般旅客定期航路事業者 前項第4号に掲げる航路において使用される船舶(海上運送法第3条第2項第2号の事業計画に記載されたものに限る。)(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象とする者は、地域公共交通等事業者であつて、その事業を継続して運営する意思のあるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 既に助成金の交付を受けている者

(2) 南あわじ市暴力団排除条例(平成25年3月29日南あわじ市条例第12号)第2条の規定に該当する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付の対象とすることが適当でないとする者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる地域公共交通等事業者の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を限度とする。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者 基本額を洲本市、南あわじ市及び淡路市のうち当該事業計画に記載された路線の存する市の数で除して得た額に、当該事業計画に記載された洲本市、南あわじ市又は淡路市の区域内に存する路線に配置されたその事業の用に供する事業用自動車等の数の合計数を加算額に乗じて得た額を洲本市、南あわじ市及び淡路市の協議で定めるところにより按(あん)分した額を加えて得た額

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業者 基本額を洲本市、南あわじ市及び淡路市のうち当該事業計画に記載された営業所の存する市の数で除して得た額に、当該事業計画に記載された南あわじ市の区域内に存する営業所に配置されたその事業の用に供する事業用自動車等の数の合計数を加算額に乗じて得た額を加えて得た額

(3) 一般旅客定期航路事業者 基本額を洲本市、南あわじ市及び淡路市の協議で定めるところにより按分した額に、当該事業計画に記載された洲本市、南あわじ市又は淡路市の区域内に存する航路で使用されたその事業の用に供する事業用自動車等の数の合計数を加算額に乗じて得た額を洲本市、南あわじ市及び淡路市の協議で定めるところにより按分した額を加えて得た額

(4) 前3号に掲げる者以外の地域公共交通等事業者 基本額に、その事業の用に供する事業用自動車等の数を加算額に乗じて得た額を加えて得た額

2 この条において、次の各号に掲げる用語に意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 基本額 別表に定める地域公共交通等事業者の区分に応じた基本額をいう。ただし、複数の区分に該当する地域公共交通等事業者にあつては、前項各号の規定により算定したそれぞれの区分の基本額のうち最も高い額を基本額とする。

(2) 加算額 別表に定める地域公共交通等事業者の区分に応じた加算額をいう。

(交付申請等の特例)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、次に掲げる書類を添付した南あわじ市地域公共交通等運行継続支援事業助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)を市長に提出して、その申請をしなければならない。

(1) 事業用自動車等一覧表(様式第2号)

(2) 事業計画、運転代行業法第5条第1項の申請書又は海上運送法第3条第2項第2号の事業計画の写し

(3) 事業用自動車等の自動車検査証の写し

(4) 一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、運転代行業法第2条第1項の自動車運転代行業又は海上運送法第2条第5項の一般旅客定期航路事業の経営に関し国土交通大臣若しくはその委任を受けた者の許可又は兵庫県公安委員会の認定があつたことを証する書面の写し

(5) 振込口座届(様式第3号)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請があつたときは、交付規則第4条の規定による助成金の交付の申請、交付規則第10条の規定による助成金に係る実績の報告及び交付規則第13条の規定による助成金の請求がされたものとみなす。

(交付決定等の特例)

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請があつたときは、交付規則第5条の規定により助成金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長が交付規則第5条の規定により助成金の交付を決定し、その旨を交付規則第5条第3項の規定により通知したときは、交付規則第11条の規定による助成金の額の確定及びその旨の通知がされたものとみなす。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、交付規則第16条第1項各号に掲げる場合のほか、地域公共交通等事

業者が次の各号のいずれかに該当したときは、同項の規定により当該地域公共交通等事業者の助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付規則第5条の規定による助成金の交付の決定を受けた日から令和9年3月31日までの間に次のいずれかに該当したとき。

ア 助成金の額の算定の基礎となった事業の休止若しくは廃止をし、又は当該事業の停止を命じられ、若しくは許可が取り消されたとき。

イ 助成金の額の算定の基礎となった路線又は航路の休止又は廃止をしたとき。

ウ 助成金の額の算定の基礎となった事業用自動車等の配置（一般旅客定期航路事業者にあつては、使用。以下同じ。）の休止若しくは廃止をし、又は当該事業用自動車等を洲本市の区域外に存する営業所若しくは路線若しくは航路に配置したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に助成金の交付の決定を取り消す必要があると認めるとき。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、制定の日から施行し、令和8年7月1日から適用する。

(この基準の失効)

2 この基準は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(この基準の失効に伴う経過措置)

3 この基準の失効前に第5条第1項の規定による申請のあった助成金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

(単位：千円)

地域公共交通等事業者の区分	基本額	加算額
一般乗合旅客自動車運送事業者	240	100
一般貸切旅客自動車運送事業者	150	100
一般乗用旅客自動車運送事業者	150	50
一般貨物自動車運送事業者	100	20
自動車運転代行業者	100	20

一般旅客定期航路事業者	240	240
-------------	-----	-----

連絡先

事業用自動車等の種別	基本額				加算額				合計
	単価 (円)	事業者 数※	負担 割合	金額 (円)	単価 (円)	台(隻) 数	負担 割合	金額 (円)	金額 (円)
高速バス（一般乗合）									
路線バス（一般乗合）									
貸切バス（一般貸切）									
タクシー（一般乗用）									
トラック（一般貨物）									
随伴用自動車（代行）									
旅客船（一般旅客定期）									
※基本額_事業者数…複数該当する場合、単価の一番高い1区分のみに「1」と入力すること。								合計額（円）	

3 表明保証事項（□欄に✓を記載すること。）

次に掲げる事項を表明し、保証します。

- ☐ 南あわじ市補助金等交付規則及び令和8年度南あわじ市地域公共交通等運行継続支援事業助成金の交付に関する基準（内規）並びに助成金の交付の決定に付された条件を遵守すること。
- ☐ 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年3月29日南あわじ市条例第12号）第2条の規定に該当しないこと。

4 添付書類

- ☐ 事業用自動車等一覧表（様式第2号）
- ☐ 事業計画、運転代行業法第5条第1項の申請書又は海上運送法第3条第2項第2号の事業計画の写し
- ☐ 事業用自動車等の自動車検査証の写し
- ☐ 一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、運転代行業法第2条第1項の自動車運転代行業又は海上運送法第2条第5項の一般旅客定期航路事業の経営に関し国土交通大臣若しくはその委任を受けた者の許可又は兵庫県公安委員会の認定があったことを証する書面の写し
- ☐ 振込口座届（様式第3号）
- ☐ 上記以外に市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

事業用自動車等一覧表

1 地域公共交通等事業者の名称

2 事業用自動車等

	事業用自動車等の種別	自動車登録番号等
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		

備考

- 1 この表において「自動車登録番号等」とは、道路運送車両法の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は地方税法第463条の18第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号（これらが存しない場合にあっては、車台番号）をいう。
- 2 事業用自動車等の台（隻）数が25台（隻）より多い場合は、適宜行を追加すること。

振込口座届

令和 年 月 日

南あわじ市長 宛て

(地域公共交通等事業者)

所在地

事業者名称

代表者氏名

発行責任者名

連絡先

担当者名

連絡先

銀	行	名		
支	店	名		
種	目		☐ 普通	☐ 当座
口	座	番	号	
フ	リ	ガ	ナ	
口	座	名	義	
(	申	請	者	名 義)